

(証券コード 6420)

2022年6月7日

株主各位

大阪市西淀川区竹島2丁目6番18号
フクシマガリレイ株式会社
代表取締役社長 福島 裕

「第71期定時株主総会招集ご通知」の一部訂正のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

弊社「第71期定時株主総会招集ご通知」に一部訂正がございましたので、ここでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。なお、訂正箇所は下線部のとおりであります。

敬具

記

訂正箇所（訂正箇所は__を付して表示しております。）

訂正1. 第71期定時株主総会招集ご通知 33ページ

「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果 第4段落」

(訂正前)

その結果、当連結会計年度の売上高は960億7千3百万円（前年比16.5%増）、営業利益は98億6百万円（前年比21.7%増）、経常利益は112億6千5百万円（前年比30.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は81億7千2百万円（前年比28.2%増）となりました。

(訂正後)

その結果、当連結会計年度の売上高は960億7千3百万円（前年比16.5%増）、営業利益は98億6百万円（前年比21.7%増）、経常利益は112億6千5百万円（前年比30.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は81億7千2百万円（前年比29.7%増）となりました。

訂正2. 同招集ご通知 66ページ

「監査等委員会の監査報告書 謄本 1. 監査の方法及びその内容」

(訂正前)

(略)

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門その他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、国内子会社の取締役会に出席するとともに、取締役及び監査役等と意

思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。加えて、毎月定期的に監査等委員会を開催し、取締役会の議題についての事前検討や情報の共有に努め、監査等委員会の活動の結果を取締役に報告し意見を伝えました。

- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人(金融商品取引法監査人)と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(略)

(訂正後)

(略)

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門その他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005 年 10 月 28 日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

(略)

訂正 3. 同招集ご通知 67 ページ

「監査等委員会の監査報告書 謄本 2. 監査の結果 (1) 事業報告等の監査結果 項目④」

(訂正前)

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(訂正後)

- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。

以上